第１号様式（その１）（第３条関係）

（表）

郡山市公共施設案内予約システム利用者登録届出書（変更・廃止届出書）（団体用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出日 | 年　　月　　日 | 区 分 | 新規・変更・廃止 |
| 登録希望施設 | 郡山市労働福祉会館 |
| 団　体 | フリガナ |  |
| 団体名称 |  |
| フリガナ |  |
| 代表者名 |  |
| 代表者住所 |  |
| 連絡者 | フリガナ |  |
| 連絡者名 |  |
| 連絡者住所 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

・新規登録　各項目について記入してください。

・登録変更　変更があった項目並びに団体名称及び利用者番号を記入してください。

・登録廃止　団体名称及び利用者番号を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 公共施設の利用にあたっては、各施設の条例、規則、この要綱その他利用に関する定めに従います。 | □同意する |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 暗証番号 |  |  |  |  |

（注）暗証番号は、数字４桁で記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）利用者番号は、既に他の対象施設に利用者登録されている場合に記入してください。

この届出書に記載された個人情報は、郡山市個人情報保護条例（平成６年郡山市条例第

５号）及び郡山市個人情報保護条例施行規則（平成６年郡山市規則第33号）に基づき厳重

に管理いたします。

以下は、施設窓口の記入欄です。何も記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録年月日 | 年　　月　　日 | 登録受付施設 | 郡山市労働福祉会館 |
| 登録施設 |  |
| 本人確認 | □運転免許証　□旅券　□健康保険証　□その他（ 　　　　） |
| 団体区分 | □一般　□企業　□その他（　　　　 ） |

（裏）

　郡山市公共施設案内予約システムの運用等に関する取扱要綱（抜粋）

（行為の禁止）

第８条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 予約システムを施設使用等申請以外の目的で使用すること。

(2) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成

11年法律第128 号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

(3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

２ 登録者は、登録カードを譲渡し、転貸し、又は不正に使用してはならない。

（利用の制限）

第９条　市長は、対象施設の管理運営上必要があると認めるときは、予約申込期間における利用

回数に制限を設けることができる。

（利用の停止等）

第10条　市長は、登録者が次の表の左欄のいずれかに該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲

げる期間を上限とする予約システムの利用停止又は利用者登録の取消をすることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等の事由 | 利用停止又は登録の取消 |
| (1) 未納の使用料がある場合 | 支払いが完了するまで利用停止 |
| (2) 他の申請者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。 | ３か月間の利用停止 |
| (3) この要綱又は対象施設の条例若しくは管理に関する規則の定めに違反したとき。 |
| (4) 公共施設の管理者の指示に反する行為があったとき。 |
| (5) 故意又は重大な過失により公共施設の管理又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。 | １年間の利用停止 |
| (6) 偽りその他不正な手段による利用者登録を受けたとき。 | 利用者登録の取消し |
| (7) その他市長が予約システムの利用停止等をする必要があると認めたとき。 | １年を超えない期間で市長が必要と認める期間の利用停止又は利用者登録の取消し |